

令和8年度山形県献血推進計画

1 目 的

本県における血液製剤の需要量及び原料血漿確保目標量を達成するとともに、血液製剤の安全性を確保するため、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第10条第5項の規定により、令和8年度の山形県における献血の推進に関する計画を定める。

2 献血者確保目標

令和8年度東北六県で必要と見込まれる血液（原料血漿を含む。）を、各県の供給見込量及び献血可能人口を基にして東北六県で按分するため、本県において確保すべき献血者数は次のとおりとする。

採血区分	確保数	市 町 村※	
		市	血液センター
成分献血	12,101人	—	12,101人
400mL献血	26,271人	21,191人	5,080人
200mL献血	714人	225人	489人
合 計	39,086人	21,416人	17,670人

※ 市町村別の献血者確保数の目標については、P5参照。

3 目標達成のための事業

（１） 献血に関する普及啓発の実施

ア 県民に対する啓発

- 県及び血液センターは、地域や献血協力企業での献血実施の前等様々な機会を捉えて献血セミナーを開催し、献血の正しい知識や必要性等について普及啓発を行う。（目標25回以上）【前年度同数】なお、献血セミナーの実施にあたっては、オンラインを積極的に活用するなど、地域や各協力企業の実情に合わせた形で実施する。
- 県は、献血会場等において各種啓発資材を活用し、献血に関する認知向上及び献血者の確保を図る。
- 県及び血液センターは、より多くの県民が献血に関心を持っていただけるよう、各種報道機関を通じて情報提供を行う。

- ・ 血液センターは、血液の在庫状況、献血会場及びキャンペーン情報についてホームページ等により情報提供を行う。

イ 若年層への啓発

- ・ 県及び血液センターは、これからの献血を担う若年層への啓発推進を図るため、高等学校、大学等において献血セミナーを開催し、若年層の献血への参加を一層推進する。（目標 80 回以上）【前年度同数】
なお、献血セミナーの実施にあたっては、対面形式の他にオンライン開催や校内放送での呼びかけなど、地域や学校の実情に合わせた形で実施する。
- ・ 県及び血液センターは、高校生の献血及び献血セミナーの開催について学校の理解と協力が得られるよう、県教育委員会等と連携する。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、様々な機会を捉え、各種啓発資材を活用し、若年層に対する啓発活動を行う。また、SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、献血の必要性が若年層の目に留まる機会を確保する。
- ・ 血液センターは、学生献血ボランティアと連携し、同世代への献血の呼びかけを行う。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、新規に献血に協力する事業所等を確保するため、事業所等への訪問を行い、特に 20 代、30 代の献血促進について協力を求める。

ウ 幼少期の子供とその親を対象とした啓発

- ・ 県及び血液センターは、次世代の献血者育成のため、親子で献血に触れ合えるよう献血会場及び血液センター等を活用し、献血思想の普及を行う。

エ 各種キャンペーンの展開

- ・ 県、市町村及び血液センターは、全国一斉に行われる愛の血液助け合い運動（7 月）、はたちの献血キャンペーン（1 月～2 月）の期間中、スーパー、学校（大学、専門学校、高等学校等）を訪問し、ポスター等啓発資材を活用し、献血への理解と協力を呼びかける。
- ・ 血液センターは、県独自のキャンペーンを実施する。特に、献血ルームの利用拡大を図るため、各種キャンペーンを実施する。

オ 複数回献血及び献血予約の推進

- ・ 県、市町村及び血液センターは、献血者に対し年 2 回以上の献血への協力を求める。
- ・ 血液センターは、献血者の安定確保のため、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」の運営により、献血についての情報発信や継続的な献血協力依頼を行う。また、ラブラッドについての情報をホームページやパンフレットで広く周知し、献血者の利便性の向上に努める。県及び市町村は、当該制度の周知及び推進に協力する。

- ・ 血液センターは、献血者が同一時期に集中することによる密集や密接を避けるため、また、有効期限のある輸血用血液を必要量に応じて確保していくために、ラブラッドによる事前予約の推進を図る。県及び市町村は、事前予約の推進に協力する。

(2) 献血者の確保

ア 献血協力事業所等の確保

- ・ 県、市町村及び血液センターは、相互に連携し、献血協力事業所等の拡大に努め、効率的な献血の基盤強化を図る。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、献血会場の周辺事業所等へ協力を呼びかけ、献血者の確保に努める。
- ・ 県及び血液センターは、県民に対し広く献血ルームの周知を行う。
- ・ 血液センターは、献血に協力する事業所、学校等から献血者を献血ルーム等に送迎するなど献血協力のための利便性の向上に努める。

イ 献血者受入計画の策定

- ・ 市町村は、県及び血液センターと連携し、事業所、団体、学校等に対し献血へのさらなる理解と協力を求めるとともに、移動採血車1台あたり45人の献血者を確保できるよう調整する。調整に当たっては、近隣住民からも協力いただく集合献血や、複数事業所による共同献血について検討し、採血の効率化を図る。
- ・ 血液センターは、県及び市町村と調整し、献血者受入計画を策定する。献血者受入計画は、需給状況に応じ弾力的に見直しを行い、献血者の安定確保に努める。

ウ 定点献血の実施

- ・ 市町村及び血液センターは、多くの献血者を確保できるよう人が多く集まる商業施設での定点献血を実施する。
- ・ 県及び血液センターは、定点献血について県民に広く周知を図り、献血者の安定確保に努める。

エ 献血者が安心して献血できる環境の整備

- ・ 血液センターは、採血の手順や気分が悪くなった場合の対処方法等について十分な事前説明を行い、献血者の不安の払拭を図る。
- ・ 血液センターは、献血受入施設等において、新興・再興感染症の感染防止対策を講じ、献血者が安心して協力できる環境を整備する。
- ・ 県及び血液センターは、様々な広報手段を用いて、献血受入施設等における感染防止対策を周知し、献血者の不安の払拭に努める。

(3) その他献血の推進に係る重要事項

ア 採血区分

- ・ 血液製剤の安全性や医療機関からの需要を踏まえた採血を行う観点から、献血を推進する上では400mL献血を基本とする。
- ・ ただし、将来の献血者確保の観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であるから、特に高校献血において 400mL 献血に不安を感じる生徒や基準に満たない生徒に対しては、200mL 献血を推進するなど、できる限り献血を経験してもらうよう配慮する。

イ 献血功労団体等に対する顕彰

- ・ 県は、献血運動の推進に積極的に協力し、その実績が顕著で他の模範となる団体及び個人の労に報いるため、知事感謝状贈呈等の顕彰を行う。

ウ 献血推進員の配置

- ・ 県は、各総合支庁に献血推進員を配置し、市町村と連携して献血協力事業所等での献血者を確保する。また、研修を行うことで資質の向上を図り、県民への献血思想の普及啓発を推進する。

4 その他献血関連事業

(1) 献血推進協議会の開催

- ・ 県は、山形県献血推進協議会を開催し、本県における献血事業の課題について協議を行い、献血推進事業の基本となる献血推進計画を策定する。

(2) 血液製剤の安全性の確保

- ・ 血液センターは、献血者の本人確認の徹底等により感染症の検査を目的とした献血の防止を図る。
- ・ 県、市町村及び血液センターは、検査を目的とした献血を行わないよう周知に努める。

(3) 血液製剤の使用適正化の推進

- ・ 県及び血液センターは、山形県合同輸血療法委員会を組織し、輸血用血液製剤の廃棄率削減や輸血医療の地域連携に取り組む。
- ・ 県及び血液センターは、血液製剤の適正使用を推進するため、医療機関に対し必要な情報提供を行う。

(4) 災害時における対策

- ・ 県及び市町村は、血液センターと連携して災害時等における血液が確保されるよう様々な媒体を活用し、需要に見合った全県的な献血の確保を行うとともに、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう必要な措置を講じる。

(5) まれな血液型の献血者の確保

- ・ 血液センターは、まれな血液型の献血者に対し、理解と協力を求め、登録を推進する。

令和8年度市町村別献血者確保目標(案)

400mLの増加率0.9580を按分

市町村名	20～64歳 昼間人口 (R02国調)	[X]※	成分 目標 (人)	400mL目標(人)			200mL目標(人)				全血 目標計 (人)	目標計 (人)	R7年度目標(人)		
				うち 移動車	うち 定点		うち 移動車	うち 定点	うち 高校				増減		
山形市	139,333	0.26280	—	5,056	4,635	421	61	0	6	55	5,117	5,117	5,372	-255	
寒河江市	19,749	0.03725	—	706	706	—	10	0	—	10	716	716	737	-21	
上山市	12,542	0.02366	—	441	441	—	5	0	—	5	446	446	460	-14	
村山市	9,282	0.01751	—	343	343	—	0	0	—	—	343	343	358	-15	
天童市	31,074	0.05861	—	1,635	1,004	631	23	0	8	15	1,658	1,658	1,658	0	
東根市	27,186	0.05128	—	1,135	819	316	9	0	4	5	1,144	1,144	1,185	-41	
尾花沢市	6,722	0.01268	—	258	258	—	0	0	—	—	258	258	269	-11	
山辺町	3,636	0.00686	—	138	138	—	5	0	—	5	143	143	144	-1	
中山町	3,051	0.00575	—	129	129	—	0	0	—	—	129	129	135	-6	
河北町	7,235	0.01365	—	269	269	—	5	0	—	5	274	274	281	-7	
西川町	1,521	0.00287	—	43	43	—	0	0	—	—	43	43	45	-2	
朝日町	2,218	0.00418	—	87	87	—	0	0	—	—	87	87	91	-4	
大江町	3,054	0.00576	—	95	95	—	5	0	—	5	100	100	99	1	
大石田町	2,295	0.00433	—	87	87	—	0	0	—	—	87	87	91	-4	
新庄市	20,263	0.03822	—	758	758	—	10	0	—	10	768	768	768	0	
金山町	1,762	0.00332	—	87	87	—	0	0	—	—	87	87	92	-5	
最上町	3,073	0.00580	—	129	129	—	0	0	—	—	129	129	136	-7	
舟形町	1,801	0.00340	—	88	88	—	0	0	—	—	88	88	92	-4	
真室川町	2,553	0.00482	—	86	86	—	0	0	—	—	86	86	90	-4	
大蔵村	973	0.00184	—	45	45	—	0	0	—	—	45	45	47	-2	
鮭川村	1,449	0.00273	—	43	43	—	0	0	—	—	43	43	45	-2	
戸沢村	1,452	0.00274	—	43	43	—	0	0	—	—	43	43	45	-2	
米沢市	46,496	0.08770	—	1,894	1,526	368	15	0	5	10	1,909	1,909	1,977	-68	
長井市	13,215	0.02492	—	492	492	—	10	0	—	10	502	502	514	-12	
南陽市	13,632	0.02571	—	484	484	—	5	0	—	5	489	489	505	-16	
高畠町	8,982	0.01694	—	312	312	—	5	0	—	5	317	317	326	-9	
川西町	6,624	0.01249	—	220	220	—	5	0	—	5	225	225	230	-5	
小国町	3,412	0.00644	—	138	138	—	5	0	—	5	143	143	145	-2	
白鷹町	4,962	0.00936	—	189	189	—	5	0	—	5	194	194	194	0	
飯豊町	2,919	0.00551	—	90	90	—	0	0	—	—	90	90	90	0	
鶴岡市	59,944	0.11306	—	2,689	2,058	631	28	0	8	20	2,717	2,717	2,807	-90	
酒田市	52,050	0.09817	—	1,863	1,863	—	5	0	—	5	1,868	1,868	1,945	-77	
三川町	4,673	0.00881	—	683	52	631	8	0	8	—	691	691	691	0	
庄内町	6,880	0.01298	—	258	258	—	0	0	—	—	258	258	269	-11	
遊佐町	4,179	0.00788	—	178	178	—	0	0	—	—	178	178	178	0	
市町村分計	530,192	1	0	21,191	18,193	2,998	225	0	40	185	21,416	21,416	22,111	-695	
血液センター	献血ルーム	—	—	12,101	4,900	—	4,900	489	—	489	—	5,389	17,490	16,641	849
	自衛隊	—	—	—	180	180	—	0	—	—	—	180	180	180	0
	血液センター計	—	—	12,101	5,080	180	4,900	489	—	489	—	5,569	17,670	16,821	849
合計	530,192	1	12,101	26,271	18,373	7,898	714	0	529	185	26,985	39,086	38,932	154	